

ているからである。とくに12~13年生ぐらいの間ではその値びらきが1割を越えている。しかも実際の売買においては相場より高い事例もあるが、それは特別の理由に基くもので、大抵の場合は相場より1~2割安くなっている。これは売手の方が金に困つて売りいそぐためと考えられる。したがつてこうした点からみると

と実際にやはり買手側が有利な取引になつていると考えられるのである。しかしながら一方飫肥町の資産家H氏がいうように昔ほど手軽に、つまり安く買入れることが出来なくなつたというのも恐らく事実とみてよく、その意味で相場は権利の安売りを防ぐ安全弁としての役割を果していると考えられるのである。

2. 宮崎県日向地方における育林労働の実態と問題点

九大農学部 安永朝海

林業労働の問題は從来より林業あるいは林政の重要なテーマの一つであつたわけであるが、最近林業労働力、とくに育林賃労働力の調達困難化という現象を通じて現実の問題として大きくクローズアップされていることは周知のとおりである。

育林賃労働力におけるこのような最近の変化の理由については、いろいろの条件が考えられるが①外的因子としての都市雇用の増大と、②内の因子としての農山村内部における変化——つまり耕種農業内部における作付面積の変化とか品種の導入、肥料の導入だけではなく、果樹、園芸、酪農の導入による農家経営全体の変化、一方林業内部における拡大造林の進展、等々といった内外2つの要因が考えられる。

育林労働力の調達困難をひきおこす、これらの内外の諸条件が、経済的な後進地とみられる宮崎県の山間村において、どのような形であらわれているかという実態とそれについての若干の問題点をひろつてみたのがこの報告である。

まず調査地の概要について、調査地宮崎県東臼杵郡北郷村は、宮崎県北を東西に貫流する五ヶ瀬川とその南の美々津川(耳川)にはさまれた五十鈴川の上流最奥部を占める、面積12,000町歩の地域である。

土地利用については、山林、原野あわせて9割近くをしめ、田畠あわせて430町(全面積の3.6%)が五十鈴川沿いに点在している。職業別についてみても農林家数がその73%を占め、第2次的な建設、製造業等が4%強をしめるほかは、3次的な商業サービス公務などが、農林業をとりまくといつた典型的な山間村である。海岸の門川町まではバスで2時間程度で、交通圈の拡大にともなつた農村通勤労働による固定賃労働といつた都市周辺農村の一般的傾向とも無縁で、この点でも封鎖的な山村部を形成しているものといえよ

う。

さて、育林賃労働力調達の困難化をひきおこす諸条件のうち、まず第1の外的な因子について。

北郷村では、30年から5ヵ年間で10%、年間2%減であるから、現在の人口にしてほぼ100人が年々減少していることになる。この程度の絶対量の減少は、この村での労働力需給の点で非常に大きな影響を与えることになるが、より重要なことはこの社会的流出が、中学生卒業者を中心とする若年労働力の流出によるものである。北郷村における人口を年令階層別にみると、15才~49才の労働力層が非常に低い。この層が県全体では全人口の47.2%を占めるのに対して、北郷村では42.5%を占めるにすぎない。これは逆に、幼、老令層の相対的な高さを結果することになり非労働力であることと、消費者層であるという二重の意味で、労働力減少の幅を大きくしていることになる。

このような労働力の減少は、現在のところ現住成年労働力にまで大きな影響をもつていない。また将来もそれが急激に変化するという条件は考えられない。しかし、現住成年労働力の老年化とともに一つの大問題をひきおこすことになる。

つぎに育林賃労働力調達困難化の第2の内因的条件について。

一般に林業賃労働力調達困難化の因子として、商品生産農業の滲透が云われる場合、第1に耕種農業の中核をなすところの水稻品種の導入、作付構成の変化による年間就労化とか、第2に農家経営全体としての果樹、園芸、新品種、酪農などによる年間就労化といつた農家労働力の経営内定着化の方向と関連しているのである。

ところが北郷村をはじめとして、一般に奥地山村で

は、農家労働力の經營内定着化を指向したとしても、かなりの上層農家でも耕種農業のみではそれが満たされない段階にある。

北郷村では兼業農家が671戸にも達しており、専業農家数はわずかに53戸、7%を占めるにすぎない。もちろんその多くは自営兼業であつて、製炭、しいたけ、育林などの林野利用によるものが338戸を占めている。しかし、やとわれ兼業も非常に多く事務職員等を含めて244戸、全農家戸数の34%、人夫日雇のみについても26%，全農家の4分の1以上が従事していることになる。人夫、日雇の種類は、ほとんど育林、伐出、しいたけ生産である。

全農家の4分の1をしめる人夫、日雇のやとわれ兼業農家層は、もちろん經營規模の小さい農家であるが平均經營規模（6反）以上の農家層もふくんでいる。

つまり育林賃労働力の析出層は耕地經營規模の小さな農家層か、經營内に労働力燃焼の場をもたない中層農家ということができる。

北郷村においては労働力の定着化を稻作早期栽培、畜産導入、椎茸栽培などによつてはかりながらも、その限界を賃労働によって補完するという形において、育林賃労働の給源が形成されているといつてよい。したがつて現在のところは補完的な関係にあるとしてもそしてこのような商品的農業の進展が一定の限界をここでもつとはいえ、育林賃労働力の調達困難化の条

件になることは否定できないであろう。

最後に拡大造林による育林労働力の量的な増大と調達困難化について。

北郷村をはじめとして宮崎県下の山村は、人工林化が非常におくれた地域であるが、北郷村では34年以降急激に造林面積が増加し、34年以前には100町台であった新植面積が34年以降250～400町という急激な増加をしめしている。われわれの推算によると、昭和36年には33年に比して16,000人の延人員が余分に必要になつてゐる。これは主として木炭生産の減少（3カ年で50,000俵）による余剰労働力12,500人によつて補われたとみられるが、その残りの3,500人（1戸当たり年間5人）は農業部門での労働力捻出によるものと考えられる。

以上困難化をまねく内外の若干の因子についてみたが、現在まだ北郷村では補完的な関係にある農業労働と育林労働が、商品生産農業の滲透と、労働力の自家燃焼化を通じて育林賃労働力の給源を解消する方向にあり、また若年労働力の帰村がえられないで、現住労働力の老化が進行すれば、兼業労働による育林労働は大きな脅威にさらされるものとみられる。

これらの諸条件は、林業經營の担い手の変化とあいまつて、また山村農業生産力の発展と共に伴う農民層分解を通じて、育林労働力の固定化の方向をもたらす一つの条件を提供するものといえよう。

3. 自営製炭における原木代の性格について

九大農学部 赤 羽 武

1. 戦後の林業経済研究の特徴は、林業を資本主義との関連において解明しようとするところにある。したがつて、当然のこととして、林業の原理論的研究とその理論を実証するための実証的研究が展開した。

ところで、わが国には、古くから山林利用の形態として製炭がある。戦後の研究は、この製炭を採取的林業生産の端緒的形態として位置づけた。それ故、現実に展開している製炭を、いかに理解するかということは、わが国における、資本主義と林業との関係、すなわち、林業の経済法則を理解するために、きわめて重要な意義をもつてゐる。

現在、自営製炭者の約80%は、他人所有林に原木を依存する、不完全自営製炭者である⁽¹⁾。したがつて、

ここで自営製炭者という場合には、原木を購入して焼く、不完全自営製炭者を指すことにする。本報告の課題は製炭者が原木林所有者に支払う原木代（すなわち天然物を排他的に所有する者に、直接生産者が支払う対価である地代）の性格を考察することによつて、製炭の経済的性格を明らかにすることである。したがつて、それはとりもなおさず、林野所有の端緒的段階ともいえる、薪炭林所有の性格を明らかにすることにはかならない。

2. ところで、薪炭林所有についての諸先学の研究は⁽²⁾、薪炭林所有が、「半封建的」であり、したがつて、製炭そのものも、「半封建的」諸関係のもとにあるという点で、ほぼ一致している。しかしその論点の